【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

 【提出先】
 関東財務局長

 【提出日】
 平成24年2月10日

【四半期会計期間】 第51期第3四半期(自平成23年10月1日至平成23年12月31日)

【会社名】株式会社エンプラス英訳名】ENPLAS CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 横田 大輔

【本店の所在の場所】 埼玉県川口市並木2丁目30番1号

【電話番号】 (048) 253 - 3131(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 財務経理部門長 星野 清孝 【最寄りの連絡場所】 埼玉県川口市並木 2 丁目30番 1 号

【電話番号】 (048) 253 - 3131(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 財務経理部門長 星野 清孝

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第50期 第 3 四半期連結 累計期間	第51期 第 3 四半期連結 累計期間	第50期
会計期間	自平成22年4月1日 至平成22年12月31日	自平成23年4月1日 至平成23年12月31日	自平成22年 4 月 1 日 至平成23年 3 月31日
売上高(百万円)	16,332	14,755	20,984
経常利益(百万円)	1,115	616	1,241
四半期(当期)純利益又は四半期純 損失()(百万円)	308	222	306
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	438	844	282
純資産額(百万円)	27,750	25,084	27,930
総資産額(百万円)	31,267	29,753	31,361
1株当たり四半期(当期)純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額()(円)	20.13	15.02	20.00
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	-	-	-
自己資本比率(%)	88.2	83.5	88.5

回次	第50期 第 3 四半期連結 会計期間	第51期 第 3 四半期連結 会計期間
会計期間	自平成22年10月 1 日 至平成22年12月31日	自平成23年10月 1 日 至平成23年12月31日
1株当たり四半期純利益金額(円)	1.23	0.05

- (注) 1 . 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
 - 2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。
 - 3. 第50期第3四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」 (企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理しております。

4. 第1四半期連結会計期間より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9号 平成22年6月30日)を適用しております。

この適用により、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、ストック・オプションの権利行使により払い込まれた場合の入金額に、ストック・オプションの公正な評価額のうち、将来企業に提供されるサービスに係る分を含めて算定しております。

また、第50期第3四半期連結累計期間及び第50期連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額の数値は、当該会計方針の変更を反映した遡及修正後の数値を記載しております。

5. 第51期第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。また、第50期第3四半期連結累計期間及び第50期連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

EDINET提出書類 株式会社エンプラス(E02390) 四半期報告書

2【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)の事業内容について、重要な変更はありません。なお、第2四半期連結会計期間において、PT.ENPLAS INDONESIAを新たに設立し、連結子会社としております。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第3四半期連結累計期間におけるわが国経済は、東日本大震災以降停滞していた生産活動が復興に伴い緩やかな回復基調にありましたが、海外においては欧州の経済不安等に伴う円高の進行、タイの洪水による浸水被害、新興国の成長鈍化懸念など先行きが見通せない状況が続いております。

当社グループが関連する電子部品業界におきましても、このような経営を取り巻く環境の大きな変化により、個別企業により濃淡はあるものの、これらの影響を受け、今後も予断を許さない状況にあります。

このような経営環境の中、当社グループは「圧倒的な競争力による事業成長」、「3N(技術・市場・用途)戦略による新事業創出」を経営基本方針とし、効率化及び成長投資を前倒ししてまいりました。また、当社子会社が立地しているタイのハイテク工業団地におきましても洪水による浸水被害を受けましたが、新たにチョンブリ県ピントン工業団地に工場を借り受け、昨年12月に生産開始する等環境変化にいち早く対応してまいりました。

この結果、当第3四半期連結累計期間の売上高は14,755百万円(前年同期比9.7%減)となり、収益面におきましても、営業利益は603百万円(前年同期比49.4%減)、経常利益は616百万円(前年同期比44.7%減)となりました。また、タイ国洪水被害による連結子会社の有形固定資産、たな卸資産の減損損失及び復旧費用等 451百万円を特別損失処理したことなどにより、四半期純損失は222百万円(前年同期は308百万円の四半期純利益)となりました。なお、タイ国洪水被害に関連した当該連結子会社の保険金受取額が確定していないため、保険収入を計上しておりません。

各セグメントの業績は、次のとおりであります。

エンプラ事業

成長市場における生産体制強化による原価率の低減、コスト、スピードの競争力強化を図ってまいりましたが、タイの洪水被害によるサプライチェーンの混乱の影響もあり、当第3四半期連結累計期間の売上高は8,252百万円 (前年同期比9.0%減)、セグメント利益は88百万円(前年同期比83.7%減)となりました。

半導体機器事業

海外調達・海外生産体制の加速による市場競争力の強化、顧客に密着したグローバルサポート体制の構築、主力製品の差別化強化を図ってまいりましたが、円高の進行の影響を受け、当第3四半期連結累計期間の売上高は3,874百万円(前年同期比0.3%増)、セグメント利益は361百万円(前年同期比35.4%減)となりました。

オプト事業

価格競争の激化、生産調整及び撤退製品による売上減少がありましたが、生産の海外移管による原価低減及び新規顧客へのプロモーション活動の推進等で売上寄与した製品等により、当第3四半期連結累計期間の売上高は2,628百万円(前年同期比22.7%減)、セグメント利益は153百万円(前年同期比69.1%増)となりました。

(2)財政状態の分析

当第3四半期連結会計期間末における総資産は29,753百万円となり、前連結会計年度末比1,608百万円の減少となりました。

流動資産につきましては、1,382百万円減少しました。

主な流動資産の変動要因は受取手形及び売掛金で502百万円、有価証券で800百万円及びその他流動資産で469百万円増加したものの、自己株式の取得及び設備投資等により現金及び預金が3,306百万円減少したことによるものです。

固定資産につきましては226百万円減少しました。

主な固定資産の変動要因は有形固定資産で357百万円増加し、無形固定資産で158百万円、投資その他の資産で425百万円減少したことによるものです。

負債は4,669百万円となり、前連結会計年度末比で1,237百万円の増加となりました。

主な負債の変動要因は、長期借入金で950百万円(内、1年内返済予定の長期借入金199百万円)増加したことによる ものです。

純資産は25,084百万円となり、自己株式の取得及び借入実施等の影響により、自己資本比率は83.5%と前連結会計年度末の88.5%から5.0%減少しております。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。 なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社 法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりであります。

1. 株式会社の支配に関する基本方針

当社の株式は証券取引所に上場されていることから、市場における当社株式の自由な取引が認められている以上、特定の者による当社株式の大量の買付行為であっても、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば一概にこれを否定するものではありません。また、最終的には株式の大量買付提案に応じるか否かは株主の皆様の意思に基づき行われるべきだと考えております。

しかし、株式の大量買付提案の中には、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく毀損するものや、当社の企業価値を十分に反映しているとは言えないもの、株主の皆様が最終的な決定をされるために必要かつ十分な情報が提供されないもの、あるいは株主の皆様に対して当社株式の売却を事実上強要するおそれのあるものも想定されます。当社は、そのような提案に対して、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大量買付提案をする者との交渉などを行う必要があると考えています。そこで当社は、平成21年6月26日開催の第48回定時株主総会において、株主の皆様のご承認の下、当社株式等の大量買付行為に関する対応策(以下「本対応策」といいます。)を導入させていただきました。

本対応策は、こうした不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損する株式の大量買付提案を抑止するために、当社株式に対する大量買付が行われる際には、当社取締役会が株主の皆様が当該大量買付提案に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、当社取締役会からの代替案の提示や株主の皆様のために買付者と交渉を行うこと等を可能とすることを目的としています。

2. 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組

当社は、企業理念のとおり、エンジニアリングプラスチックで培った先進技術をもとに、さらに最先端技術を追求し、創造的価値を世界市場に提供しており、 エンジニアリングプラスチック部品の設計、加工、評価を含めたトータルな生産技術力、 エンプラ、光学、半導体など多様な事業展開を可能にする開発力、 グローバルでの顧客対応力、 強固な財務基盤、を強みとしております。

当社は平成20年度より経営陣を刷新し、不採算事業からの撤退、今後成長が見込まれる事業に経営資源を集中する等、収益性の改善に向けた諸施策を実施してきました。さらに平成21年度から業務執行体制を事業部制から機能本部制に刷新し、組織力、経営力の強化を図り、より一層、生産技術力、開発力、さらにはコスト対応力を高めることなどによるビジネス拡大を進めてまいります。

また、当社は、持続的な企業価値向上を追求するため、執行役員制度を再導入し、「経営」と「執行」の分離による経営監査機能の強化を図り、コーポレートガバナンスの実効性をより一層高める取り組みを推進しております。

- 3. 基本方針に照らして不適切な者が支配を獲得することを防止するための取組
- (1) 本対応策に係る手続

対象となる大量買付行為

本対応策は、() 当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付け、または() 当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付けに該当する当社株式等の買付けまたはこれらに類似する行為(ただし、当社取締役会が承認したものを除き、当該行為を、以下「大量買付行為」といい、大量買付行為を行いまたは行おうとする者を「大量買付者」といいます。)がなされる場合を適用対象とします。

買付意向表明書の提出

大量買付者は、大量買付行為に先立ち、本対応策に定める手続を遵守する旨の誓約文言等を含む書面(以下「買付意向表明書」といいます。)を当社取締役会に対して提出していただきます。

必要情報の提供

当社に買付意向表明書を提出した大量買付者には、当社が買付意向表明書を受領した日から10営業日以内に、大量買付者から当初提出していただくべき情報(以下「本必要情報」といいます。)を記載したリスト(以下「情報リスト」といいます。)を大量買付者に対して交付します。情報リストに従い大量買付者から提供された情報が株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、適宜回答期限を定めた上で当社取締役会が別途請求する追加の情報を大量買付者から提供していただきます。

取締役会における評価期間

当社取締役会は、大量買付者による本必要情報の提供が完了した後、大量買付行為の評価の難易度等に応じて、() 現金(円貨)のみを対価とする当社全株式等を対象とする公開買付けの場合には60日間、または() その他の大量買付行為の場合には90日間を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間(以下「取締役会評価期間」といいます。)として設定します。大量買付者は、取締役会評価期間が終了するまで大量買付行為を開始することができないものとします。

独立委員会

独立委員会は、大量買付者が本対応策に定める手続きを遵守したか、大量買付者から提出される本必要情報が十分か否かの判断及び対抗措置の発動の是非等、当社取締役会が諮問した事項について当社取締役会に対して勧告を行う他、本対応策の見直しその他大量買付行為に関して独立委員会が必要と認める事項について当社取締役会に助言・勧告を行うことができるものとします。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置の発動の是非等の決議を行うものとします。

当社取締役会は、独立委員会が対抗措置の発動について勧告を行い、発動について株主総会の決議を得ることが相当であると判断した場合には、対抗措置の発動についての承認を議案とする株主総会の招集手続きを速やかに実施するものとします。株主総会において対抗措置の発動又は不発動について決議された場合、当社取締役会は、当該株主総会の決議に従うものとします。大量買付者は、当社取締役会が株主総会を開催することを決定した場合には、当該株主総会終結時まで、大量買付行為を開始することができないものとします。

対抗措置の発動の要件

当社取締役会は当社の企業価値・株主共同の利益を確保することを目的に、大量買付者による大量買付行為が()大量買付者が本対応策に定める手続を遵守しなかった場合、または()当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められると判断される場合には対抗措置の発動を行い大量買付行為に対抗する場合があります。その際には独立委員会の勧告を最大限尊重し、当社取締役会が決議いたします。

(2) 対抗措置の中止または発動の停止

本対応策における当社取締役会が発動する対抗措置としては、新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)の無償割当て、会社法その他の法律及び当社定款が認めるその他の対抗措置を用いることもあります。

当社取締役会は、対抗措置の発動を決議した後または発動後においても、(i)大量買付者が大量買付行為を中止した場合または()対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から発動した対抗措置を維持することが相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告に基づき、または勧告の内容にかかわらず、対抗措置の中止または発動の停止を決議するものとします。

(3) 本対応策の有効期限 廃止及び変更

本対応策の有効期限は、第48回定時株主総会の終結時より、平成24年6月開催予定の当社定時株主総会終結の時までとしています。

ただし、かかる有効期限の満了前であっても、当社の株主総会において本対応策の廃止の決議がなされた場合、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本対応策の廃止の決議がなされた場合には、本対応策はその時点で廃止されるものとします。

(4)株主及び投資家の皆様への影響

本対応策の導入時には、本新株予約権の発行自体は行われないため、株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

また、当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当てを行う場合においても、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じるものの、保有する当社株式全体の経済的価値の希釈化は生じず、株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

ただし、大量買付者につきましては、この対抗措置の発動により、結果的に、法的権利または経済的利益に何らかの影響が生じる場合があります。

4. 具体的取組に対する当社取締役会の判断及びその理由

本対応策は、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって、平成21年6月26日開催の第48回定時株主総会において、株主の皆様のご承認の下、導入されたものです。本対応策は、大量買付行為への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、当社取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として独立委員会が設置されていること、あらかじめ定められた合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されていること、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会によりいつでも廃止することができるものです。当社取締役会は、以上の理由により、本対応策は基本方針に沿い、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものでなく、かつ当社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(4) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、333百万円であります。 なお、当第3四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類 発行可能株式総数(株)	
普通株式	62,400,000
計	62,400,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現 在発行数(株) (平成23年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成24年 2 月10日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	20,232,897	同左	東京証券取引所 (市場第一部)	権利内容に何ら、限定のない 当社における標準となる株式 であり、単元株式数は100株で あります。
計	20,232,897	同左		

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】 該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 休)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高(千円)
平成23年10月1日~ 平成23年12月31日	-	20,232,897	-	8,080,454	-	2,020,114

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7)【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成23年9月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成23年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 5,761,300		
完全議決権株式(その他)	普通株式 14,454,500	144,545	
単元未満株式	普通株式 17,097		
発行済株式総数	20,232,897		
総株主の議決権		144,545	

- (注) 1 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が100株(議決権の数1個)含まれております。
 - 2 「単元未満株式」の欄には、当社所有の自己株式及び証券保管振替機構名義の株式がそれぞれ63株及び20 株含まれております。

【自己株式等】

平成23年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有体式数の	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社エンプラス	埼玉県川口市並木 2-30-1	5,761,300	-	5,761,300	28.47
計	-	5,761,300	-	5,761,300	28.47

⁽注) 当第3四半期会計期間末日現在における所有自己株式は6,160,863株で、発行済株式総数に対する所有株式数の割合は30.45%であります。

2【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間(平成23年10月1日から平成23年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成23年4月1日から平成23年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】 (1)【四半期連結貸借対照表】

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成23年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	12,818,119	9,511,726
受取手形及び売掛金	4,763,017	5,265,618
有価証券	400,000	1,200,000
製品	660,651	685,616
仕掛品	314,002	384,724
原材料及び貯蔵品	417,698	476,895
その他	1,163,522	1,633,071
貸倒引当金	8,010	10,689
流動資産合計	20,529,001	19,146,962
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	3,591,469	3,519,720
土地	3,157,460	3,141,040
その他(純額)	1,950,889	2,396,968
有形固定資産合計	8,699,819	9,057,729
無形固定資産		
ソフトウエア	858,086	730,999
その他	39,250	7,618
無形固定資産合計	897,336	738,618
投資その他の資産	1,235,222	2 809,821
固定資産合計	10,832,379	10,606,169
資産合計	31,361,381	29,753,132

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成23年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	957,736	1,330,085
1年内返済予定の長期借入金	-	199,992
未払法人税等	207,404	92,296
賞与引当金	311,250	157,599
役員賞与引当金	39,226	34,560
災害損失引当金	29,249	302,644
その他	844,393	918,462
流動負債合計	2,389,259	3,035,640
固定負債		
長期借入金	-	750,010
退職給付引当金	89,523	9,632
役員退職慰労引当金	21,735	16,040
工場閉鎖損失引当金	757,000	757,000
その他	173,767	100,716
固定負債合計	1,042,026	1,633,399
負債合計	3,431,285	4,669,039
純資産の部		
株主資本		
資本金	8,080,454	8,080,454
資本剰余金	10,021,143	10,021,143
利益剰余金	18,223,145	17,775,200
自己株式	6,965,033	8,807,081
株主資本合計	29,359,710	27,069,717
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	69,049	3,936
為替換算調整勘定	1,682,368	2,239,724
その他の包括利益累計額合計	1,613,319	2,235,788
新株予約権	165,221	231,957
少数株主持分	18,483	18,205
純資産合計	27,930,095	25,084,092
負債純資産合計	31,361,381	29,753,132
2 3 12 3 11 2 2 3 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	21,201,301	2,,,03,132

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】【四半期連結損益計算書】【第3四半期連結累計期間】

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)
売上高	16,332,984	14,755,906
売上原価	10,214,665	9,548,735
売上総利益	6,118,318	5,207,171
販売費及び一般管理費	4,925,485	4,604,111
営業利益	1,192,833	603,060
営業外収益		
受取利息	28,491	30,552
スクラップ売却益	30,641	29,939
その他	42,192	64,969
営業外収益合計	101,325	125,461
営業外費用		
為替差損	170,299	93,110
その他	8,720	18,916
営業外費用合計	179,019	112,027
経常利益	1,115,139	616,493
特別利益		
負ののれん発生益	100,485	-
委託契約解除益	-	101,415
その他	23,980	8,967
特別利益合計	124,465	110,382
特別損失		
投資有価証券評価損	107	183,183
事業再構築費用	-	120,828
災害による損失	-	143,217
災害損失引当金繰入額	-	308,147
厚生年金基金脱退一時金	453,176	-
その他	70,575	47,834
特別損失合計	523,859	803,211
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期 純損失()	715,746	76,334
法人税、住民税及び事業税	404,055	146,664
法人税等調整額	18,244	3,030
法人税等合計	385,811	143,634
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益 調整前四半期純損失()	329,935	219,969
少数株主利益	21,536	2,631
四半期純利益又は四半期純損失()	308,398	222,600

【四半期連結包括利益計算書】 【第3四半期連結累計期間】

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益 調整前四半期純損失()	329,935	219,969
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	87,152	65,112
為替換算調整勘定	681,674	559,326
その他の包括利益合計	768,826	624,438
四半期包括利益	438,891	844,407
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	450,929	845,069
少数株主に係る四半期包括利益	12,038	661

【連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)

(連結の範囲の重要な変更)

第2四半期連結会計期間より、新たに設立したPT.ENPLAS INDONESIAを連結の範囲に含めております。

【会計方針の変更等】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)

(たな卸資産の評価方法の変更)

在外連結子会社における製品・仕掛品の評価方法は、従来、主として先入先出法による低価法を採用しておりましたが、第1四半期連結会計期間より主として総平均法による低価法に変更することといたしました。

また、在外連結子会社における原材料の評価方法は、従来、主として先入先出法による低価法を採用しておりましたが、 第1四半期連結会計期間より主として移動平均法による低価法に変更することといたしました。

これらの変更は価格変動による損益計算への影響を平準化、在庫金額の確定の迅速化を図るとともに連結会社間の会計基準の統一化を目的に会計システムの変更を契機として行ったものであります。

当該会計方針の変更は遡及適用され、前年四半期及び前連結会計年度については遡及適用後の四半期連結財務諸表及び連結財務諸表となっております。

なお、この変更による影響額は軽微であります。

(1株当たり当期純利益に関する会計基準等の適用)

第1四半期連結会計期間より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9号 平成22年6月30日)を適用しております。

この適用により、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、ストック・オプションの権利行使により払い込まれた場合の入金額に、ストック・オプションの公正な評価額のうち、将来企業に提供されるサービスに係る分を含めて算定しております。

なお、これによる影響については、「1株当たり情報」に記載しております。

【追加情報】

当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

(タイの洪水による被害の発生)

平成23年10月上旬に発生したタイの洪水により、当社連結子会社「Enplas Precision (Thailand) Co.,Ltd.」が被害を受けたことに伴い、四半期連結損益計算書において災害による損失及び災害損失引当金繰入額として451,364千円を計上しております。その内訳は、被災したたな卸資産及び有形固定資産の除却及び減損損失266,872千円、有形固定資産の現状回復費用71,947千円、操業停止期間中の固定費37,269千円及びその他関連費用として75,275千円であります。また、四半期連結貸借対照表において被災した有形固定資産の減損損失及び原状回復に要する費用等の見積額を災害損失引当金に含めて計上しております。

なお、タイ洪水被害に関連した当該連結子会社の保険金受領額は現時点では確定していないため、保険金収入を計上 しておりません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

(四十朔廷胡真伯对照农民际)	
前連結会計年度 (平成23年 3 月31日)	当第 3 四半期連結会計期間 (平成23年12月31日)
(1 M250 + 37 101 L)	1 四半期会計期間末日満期手形の会計処理については、
	手形交換日をもって決済処理しております。
	なお、当第3四半期連結会計期間末日が金融機関の休
	日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手
	形が、四半期連結会計期間末残高に含まれております。
	受取手形 36,654千円
2 資産の金額から直接控除している貸倒引当金の額	2 資産の金額から直接控除している貸倒引当金の額
投資その他の資産 37,000千円	投資その他の資産 37,000千円
	3 当座貸越契約
	当社においては、運転資金の効率的な調達を行うた
	め、取引銀行3行と当座貸越契約を締結しております。
	これら契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであ
	ります。
	当座貸越極度額 5,000,000千円
	借入実行残高 - 千円
	差引額 5,000,000千円

(四半期連結損益計算書関係)

当第3四半期連結累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日) 該当事項はありません。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び前第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

前第3四半期連結累計 (自 平成22年4月1 至 平成22年12月31	日	当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)		
減価償却費	1,040,985千円	減価償却費	1,100,187千円	
のれんの償却額	888千円	のれんの償却額	- 千円	

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)

1.配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1 株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年 5 月28日 取締役会	普通株式	114,915	7.5	平成22年3月31日	平成22年6月9日	利益剰余金
平成22年10月28日 取締役会	普通株式	114,914	7.5	平成22年9月30日	平成22年12月1日	利益剰余金

2.基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3.株主資本の金額の著しい変動 該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)

1.配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1 株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年 5 月31日 取締役会	普通株式	114,913	7.5	平成23年 3 月31日	平成23年6月9日	利益剰余金
平成23年10月28日 取締役会	普通株式	108,536	7.5	平成23年 9 月30日	平成23年12月1日	利益剰余金

2.基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3.株主資本の金額の著しい変動

当社は、当第3四半期連結累計期間(自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)において、平成23年7月29日、平成23年8月30日及び平成23年10月28日開催の取締役会の決議に基づき自己株式(1,249千株)を取得しております。

この他、単元未満株式(0千株)の買取を行っております。

この結果、当第3四半期連結累計期間において、自己株式が1,842,048千円増加し、当第3四半期連結会計期間 末における自己株式の残高は8,807,081千円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)

1.報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	エンプラ事業	半導体機器事業	オプト事業	合計
売上高 外部顧客への売上高 セグメント間の内部売上高又は 振替高	9,069,734	3,864,315 -	3,398,933	16,332,984 -
計	9,069,734	3,864,315	3,398,933	16,332,984
セグメント利益	542,429	559,927	90,476	1,192,833

(注)セグメント利益は、四半期連結損益計算書上の営業利益と一致しております。

2.報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報 (重要な負ののれん発生益)

「エンプラ事業」、「半導体機器事業」および「オプト事業」セグメントにおいて、平成22年7月28日 付の少数株主からの出資金取得に伴い、負ののれん発生益を計上しております。当該事象による負のの れん発生益の計上額は、前第3四半期連結累計期間においては100,485千円となっております。なお、報 告セグメントごとのセグメント利益には、負ののれん発生益は含まれておりません。

当第3四半期連結累計期間(自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)

1.報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	エンプラ事業	半導体機器事業	オプト事業	合計
売上高 外部顧客への売上高 セグメント間の内部売上高又は 振替高	8,252,532	3,874,562 -	2,628,811	14,755,906
計	8,252,532	3,874,562	2,628,811	14,755,906
セグメント利益	88,153	361,873	153,033	603,060

(注)セグメント利益は、四半期連結損益計算書上の営業利益と一致しております。

2.報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報 該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)
1 株当たり四半期純利益金額又は		
1 株当たり四半期純損失金額	20円13銭	15円02銭
()		
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額又は四半期純	200 200	333 600
損失金額()(千円)	308,398	222,600
普通株主に帰属しない金額(千		
円)		
普通株式に係る四半期純利益金額		
又は四半期純損失金額()(千	308,398	222,600
円)		
普通株式の期中平均株式数(株)	15,322,009	14,819,973
希薄化効果を有しないため、潜在株式		
調整後1株当たり四半期純利益金額		
の算定に含めなかった潜在株式で、前		
連結会計年度末から重要な変動が		
あったものの概要		

(注) 前第3四半期連結累計期間の、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

当第3四半期連結累計期間の、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

(会計方針の変更)

第1四半期連結会計期間より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9号 平成22年6月30日)を適用しております。

この適用により、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、ストック・オプションの権利行使により払い込まれた場合の入金額に、ストック・オプションの公正な評価額のうち、将来企業に提供されるサービスに係る分を含めて算定しております。

また、前第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の数値は、当該会計方針の変更を反映 した遡及修正後の数値を記載しております。

これらの会計基準等を適用しなかった場合の、前第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、以下のとおりであります。

潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 20円08銭

(重要な後発事象) 該当事項はありません。

2【その他】

平成23年10月28日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。 (イ)配当金の総額......108,536千円

- (ロ) 1株当たりの金額......7円50銭
- (八)支払請求の効力発生日及び支払開始日.....平成23年12月1日
- (注) 平成23年9月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行います。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】 該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年2月8日

株式会社エンプラス 取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任

社員

公認会計士

日 下 靖 規

業務執行社員

指定有限責任

社員

公認会計士 石川喜裕

業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社エンプラスの平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成23年10月1日から平成23年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成23年4月1日から平成23年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる 監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社エンプラス及び連結子会社の平成23年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2.四半期連結財務諸表の範囲には XBRLデータ自体は含まれていません。